

工事完了報告書の提出について

工事が完了するまでの間、許可日から3ヶ月後及びその後は1年ごとに工事の進捗状況を必ず提出して下さい。

工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了報告書を提出して下さい。

4条許可申請の場合は「申請人」、5条許可申請の場合は「譲受人」が報告を行う必要があります。

当該報告書の提出を条件に許可されていますので、必ず八重瀬町農業委員会へ提出して下さい。

【提出書類一覧】

- 1 工事完了報告書 2部
- 2 添付書類
 - ・現場写真（4方向から撮影） 2部
 - ・上記写真の撮影方向を示す図面 2部
 - ・許可書の写し 2部

令和〇年〇月〇日

沖縄県知事 殿

転用事業者 住所 八重瀬町字東風平1188番地

氏名 八重瀬 太郎

工事完了報告書

農地法第5条第1項の規定により許可がなされている土地の工事が完了したので下記のとおり報告します。

記

- 許可年月日 令和〇年〇月〇日
- 許可指令番号 沖縄県指令農第 111-11 号
- 転用許可地の所在 八重瀬町字東風平東風平原123番地
- 転用目的 住宅建築
- 転用面積 500 m² (全体面積 500 m²)
- 工事期間 着工 令和〇年〇月〇日
完了 令和〇年〇月〇日
- 添付書類
 - 現場写真(四方撮影4枚)(撮影日:令和〇年〇月〇日)
 - 上記写真の撮影方向を示す図面
 - 許可書の写し

※上記の転用事業者は、第4条許可の場合は申請人、第5条許可の場合は譲受人となる。